平成２２年（フ）第３７６号
北九州市小倉南区貫弥生が丘２丁目25番６号
破産者　唐嶋　秀正
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３３６号
盛岡市北松園１丁目７番２号、申立時の住所盛岡市北松園４丁目14番13号
破産者　小野　訓子
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第７４６号
仙台市青葉区新坂町10番２号　けやき第１―101、従前の住所仙台市太白区向山４丁目19番10―403号
破産者　堀米アンナ
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４４号
秋田県横手市平鹿町浅舞字浅舞63番地２
破産者　見上　忠市
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第６８号
福島県岩瀬郡鏡石町桜町125番地
破産者　五十嵐正記
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第３３号
茨城県行方市沖洲161番地
破産者　羽生　唯仁
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第２５４号
埼玉県比企郡小川町大字飯田102番地３
破産者　新井佐代美
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２４８６号
横浜市青葉区青葉台１丁目29番地11　401
破産者　林　　仁
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９５号
富山市城川原２丁目８番13号　ナチュラルヴィレッジ城川原ⅢＣ棟Ｃ－１、前住所富山市四方884―１　リブレ四方Ⅱ101
破産者　ＫＩＫＵＣＨＩサロンこと　川開真由美
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８６号
大阪府泉佐野市鶴原502番地８―307、開始決定時の住所大阪府泉佐野市長滝1258番地の６
破産者　森　　伸治
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６６１号
大阪府和泉市幸３丁目12番62―106号
破産者　中道　文雄
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６６４号
大阪府岸和田市北町５番９号、前住所鳥取県鳥取市覚寺72番地41
破産者　アロマテラピーハーブサロンこと　丸瀬　美樹
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６７０号
大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目１番58号Ｆ－８
破産者　川田　博文
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６７４号
大阪府貝塚市麻生中832番地６、開始決定時の住所大阪府貝塚市麻生中822番地12
破産者　鳥越　作家
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７００号
大阪府阪南市さつき台２丁目８番８号
破産者　前川　孝明
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２０７号
宮崎県西都市大字右松2213番地　ユーミーＣＯＳＭＯＳ105号
破産者　畑中　武司
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２３４３号
札幌市手稲区前田５条８丁目１番25―603号
破産者　森野　圭子
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４４９号
仙台市青葉区落合１丁目16番57号　庄利アパート102
破産者　沖　かおる
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５３４号
宮城県名取市相互台４丁目６番地の９
破産者　碓井　武子（旧姓小野寺）
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係